

鳥取県告示第17号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成25年1月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
独立行政法人労働者健康福祉機構山陰労災病院 院長 石部 裕一	米子市皆生新田一丁目8-1	独立行政法人労働者健康福祉機構山陰労災病院	米子市皆生新田一丁目8-1	心臓脈管外科（育成医療、更生医療）	平成25年1月1日